

公 募 公 告

下記のとおり公募に付します。
平成30年6月11日

分任支出負担行為担当官
関東管区警察局山梨県情報通信部長
味 澤 修 一

記

1. 公募に付する事項

本公募は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）に基づき、関東管区警察局山梨県情報通信部が年間を通じて調達予定の事務用品等（別表のとおり）を取り扱う障害者就労施設等の情報提供を得ることを目的とする。

なお、情報提供を受けた事務用品等の調達については、別途、調達手続きを行うものとする。
また、情報提供にあたっては、取り扱う事務用品等のカタログ一覧等を提出すること。

2. 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 障害者就労施設等とは、障害者優先調達推進法第2条第4項に規定する団体をいう。

3. 公募手続等の問い合わせ先及び情報提供先

- (1) 担当部局
山梨県甲府市丸の内1-6-1
関東管区警察局山梨県情報通信部 通信庶務課 経理係
電話番号 055-221-0110
- (2) 情報提供の提出期限、場所及び方法
平成31年3月29日（金） 17時15分
上記（1）に同じ。郵送の場合は提出期限までに必着のこと。

4. その他

- (1) 手続において使用する言語
日本語に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口
上記3（1）に同じ。

別 表

No	調 達 種 目
1	事務用品（フラットファイル、ノート、鉛筆、ボールペン、消しゴム、朱肉、付箋等）
2	什器類（机、椅子、ロッカー、ゴミ箱、シュレッダー、ホワイトボード等）
3	パソコン周辺機器（インクリボン、キーボード、ハードディスク、HDMIケーブル等）
4	雑貨（布粘着テープ、ビニールテープ、養生テープ、石けん、洗剤等）
5	家電（モニター、カメラ、テーブルタップ等）
6	工具（はんだごて、ドライバー、テスタ、ニッパー等）